４　計画の体系

差別や偏見のない、人権が尊重される明るい社会をめざして

基本方針

- Ⅰ　さまざまな人権課題についての啓発の推進
- Ⅱ　人権教育の充実と意識の高揚
- Ⅲ　相談体制の充実
- Ⅳ　推進体制の整備及び管理

施策の方向

- １　女性の人権
  - （１）男女共同参画の推進
  - （２）男女共同参画教育の充実
  - （３）女性に対する暴力の根絶
  - （４）複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援
- ２　子どもの人権
  - （１）子どもの人権を尊重する教育の推進
  - （２）子育て支援や児童虐待防止の推進
  - （３）いじめ問題対策の充実
  - （４）子どもの健全育成
- ３　高齢者の人権
  - （１）生きがいづくりと地域活動の推進
  - （２）高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備
  - （３）権利擁護の取組の促進
- ４　障害がある人の人権
  - （１）障がいのある人に対する理解の促進
  - （２）障がいのある人が安心して暮らせる生活環境の整備
  - （３）社会参加の促進
- ５　同和問題（被差別部落）
  - （１）啓発の充実
  - （２）就学前・小中学校における人権教育、同和教育の充実
  - （３）生涯学習としての人権教育（学習）の推進
  - （４）雇用の安定と生活環境の充実
- ６　外国にルーツのある人の人権
  - （１）外国にルーツのある人が安心して暮らせる生活環境の整備
- ７　感染症（HIV 等）の人権
  - （１）正しい知識の普及・啓発の推進
  - （２）新型コロナウイルス感染症に関する啓発の推進
- ８インターネット上での人権侵害
  - （１）情報社会に対応した人権教育・啓発の推進
  - （２）人権侵害に対する対応と相談体制の充実
- ９　LGBTQ の人権
  - （１）理解の推進
- 10　さまざまな人権課題
  - （１）啓発の推進
- 11　人権救済のための相談制度
  - （１）各種相談に対応できる相談体制の充実
- １　計画の推進
  - （１）人権教育・啓発の主体と取り組み
  - （２）推進体制